

# 高齢福祉課所管の公の施設の指定候補者選定委員会設置

## 要綱

平成20年6月16日制定

### (設置)

第1条 防府市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年防府市条例第27号）第4条及び第5条に規定する指定候補者（以下「指定候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、高齢福祉課所管の公の施設の指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務（以下「所掌事務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 指定候補者の選定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の者をもって充てる。

- (1) 福祉関係団体等関係者 若干名
- (2) サービス利用関係者 若干名
- (3) 行政関係者 1名

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選によりこれを選出する。
- 3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、当該選定に対する委員就任の日から指定候補者が指定された日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

2 第5条第4項の規定により会議に出席した者は、出席した会議において知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 この委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に必要な事項は、別に委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。